

答 申

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年3月20日付け4会振第4346号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて、開示、不開示の決定を行うべきである。

第2 審査請求に係る経過

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、土壤汚染及び地下水汚染調査に係る全てのデータと土地履歴調査報告書の情報開示を求めるとして、本件処分の取り消しと対象公文書の全部開示を求めていた。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書、反論書によると、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）の事業地に隣接する地域に居住する住民である。

○○○○は、昭和50年代にアルミニウムの精錬事業を閉鎖し、その後製錬炉を取り壊した上貯水池含め事業地内の数か所に埋設している。

周辺住民は、ふつ素に汚染されている瓦礫の埋設は、地下水の汚染につながるおそれがあることから、再三に渡り〇〇〇〇に中止の申し入れを行ったが、当時の法律では規制をすることが出来ずに現在も広範囲に渡り多くの地区において地下

水汚染を引き起こす公害が生じている。

令和2年11月2日、3日に実施された住民説明会においては、ふつ素による土壤汚染が工場敷地内において広範囲に渡り発生した事実とシアン・ひ素・ほう素・ふつ素による地下水汚染も判明した。

ふつ素については当時の事業に伴い生じたふつ素を含む不要物を敷地内に埋設したことにより溶け出したものとの説明があったものの、シアン・ひ素・ほう素については経緯が不明との説明がなされた。

周辺住民は、発生要因が不明であれば、有害物質26物質と地下水51物質・水質汚濁法に係る調査によるデータの開示を求めた。

令和3年3月に○○○○の隣接地にて土壤調査を実施し、同年5月に複数地点においてふっ素の溶出量基準超過が判明し、汚染発生要因の根本原因及び責任所在に関する調査を求めるも一切対応しないとの文書による回答があったのみである。

令和4年1月28日の文書で、既に発表されている以外の4物質（水銀・セレン・六価クロム・鉛）の汚染があることが発表されたが、新たな4物質の公表に対する経緯説明を求めるも、○○○○から回答を得ることはできなかった。

さらに、令和4年3月8日には、○○○○の境界地下水観測井戸よりシアンの基準超過が判明し基準値以下に戻るまでに数か月を要した。

近隣住民が安全安心して生活できるためにも〇〇〇〇には再三に渡り透明性ある情報データの開示を依頼してきたが対応はなされなかつた。

(2) 全国で大きな社会問題となっている発がん性物質（PFAS）の有無についても○○○○へ情報の開示（データによる証明）を求めたが、現在、発生している基準値を超えているふつ素は無機化合物であると思われる、考えられる、との曖昧な回答であり住民が安心納得できる明確な回答を得られていない。

開示された公文書を閲覧した結果、土壤汚染に係る調査内容及びデータ含めほぼ全てが黒塗状態であった。

不開示の理由は、企業の利益、個人情報に該当するとのことだが、ページをも消された資料が多く全体の資料の構成も理解できないため、結果的に黒紙の積み重ねの資料であり情報公開の意義を問われかねない。

公の立場にて中立性、コンプライアンス上においても企業側に寄り添った情報の操作公開であると疑念を持たれる行為もある

ことから、再度御審議いただき透明性のある情報の公開を求めるため審査請求

求を行った。

3 弁明書への反論について

- (1) 福島県情報公開条例第7条第2号本文と同条第3号本文に該当する個人に関する情報の不開示については争わない。
- (2) 実施機関は、本件処分のうち開示しない部分について、「事業者により重要な内部管理されている情報であり、この情報を事業者の活動と密接に関連する事により、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれ、または、事業者に関する情報であって、公にすることにより、該当事業者の権利、競争上の地位、その他事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められる」ため、条例第7条第3号アに該当し不開示とした旨主張している。

しかし、本件処分の開示しない部分のうち「ページ数以外の本文」とされている公文書についてページ数まで黒塗りされている公文書があり、これは、指定の申請に係る各種書類の構成、ボリューム感が損なわれ資料コピーそのものの信頼性においても不适当である。

従って、ページの入った資料の開示（コピー）を求める。

- (3) 土壌汚染及び地下水汚染調査に係る全てのデータと土地履歴調査報告書の情報開示について

ア 実施機関は、土地履歴調査報告書の主要な部分は条例第7条第3号アに該当し、当該情報は事業者により重要な内部管理されている情報であるため開示することが必要であるとは認められず、また、当該情報は、事業活動に関する情報と密接不可分であり、同号ただし書きの規定により開示することによる人の生命、健康、生活又は財産を保護する観点からの利益と比較衡量しても、開示することが必要であるとは認められない、と主張する。

しかし、令和2年11月2日、3日及び令和3年3月14日に開催された住民説明会にて、令和2年に○○○○の事業所全域を対象に、土壌調査及び敷地境界地下水調査が実施され、事業所の広範囲でふつ素が土壌の基準値を超えていることが判明したこと、および、事業所の敷地境界において、複数の観測地点でふつ素濃度の地下水基準超過が判明し、また、一部でシアン、ひ素、ほう素の地下水基準超過が判明したこと、の説明報告がなされている。

ふつ素については、過去に事業所でアルミニウム精錬事業を行っていた際に発生したふつ素を含む不要物を敷地内に埋設しており、そこから溶け出したものと考えていることと、シアン、ひ素、ほう素については不明であることが説明されており、一貫して4物質のみであると○○○○の事業所長より回答がされている。

しかし、令和5年2月2日付で、過去の○○○○の沿革事業内容及び公害経緯等を鑑み公文書開示請求を実施し、同月16日の公文書開示にて初めて8物質（六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ひ素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物）が第二溶出量基準超過・含有量基準超過である事実を知るに至った。

また、○○○住民説明会は令和3年3月14日に開催されているが、県への指定の申請書は令和○年○月○○日付けで県に收受されていることから、○○○○は説明会時点では既に8物質の第二溶出量基準超過・含有量基準超過を認識しており、隣接及び下流域広範囲に及び住民の生命、健康、生活又は財産を軽視した重大な情報の隠蔽と考えられる。

上記を受け、○○○○に対して、既に各種調査で判明している敷地外へ波及している汚染の実害の事実の説明対応及びデータ等の開示説明を求めているが現時点でも対応されていない。

工場総敷地面積、約36万m²（東京ドーム7.6倍）の全域が汚染されており操業85年を経過していることを鑑みると隣接地域住民への生命・健康・財産に対する影響不安は甚大で計り知れない。

以上のことから、土地履歴調査報告書にて精査された土壤・地下水汚染に係る透明性ある事実情報（データ）の開示が住民には最も必要であり、情報（データ）の開示を求める。

イ ○○○○による調査報告において、使用履歴の無いシアン・ひ素・ほう素を既往調査にて検出とあるが、調査範囲（物質）をどのように根拠トリガーにて特定したのか、消去法にて第二種特定有害物質26物質を調査した結果なのか又はどのような根拠にて調査したのか結果を含め、○○○○へ回答を求めているが回答がない。

以上のことから、調査範囲（調査物質）結果データの開示を求める。

ウ 要措置・形質変更時要届出区域台帳にて敷地内全域にて8物質による土壤汚染（第二溶出量基準超過、含有量基準超過）が発生しているのであれば近隣世帯にて実施され既に広範囲（約650m先到達までには流向流速にて約7年以上が必要・通常であれば波及範囲は80m以内）にて汚染が判明している地下水調査においても発生起源埋設量が不明であれば8物質の調査を実施し安全証明を宣言するべきであるが、○○○○に依頼しても対応しないとの回答である。

以上のことから、工事敷地境界における地下水調査（対象8物質）結果データの開示を求める。

エ 事業地に隣接する○○○敷地において令和3年3月に4物質（ふっ素、シアン、ひ素、ほう素）のサンプリング土壤調査（宅地、畑、水田）を9箇所で実施した結果、3箇所にてふっ素の溶出量基準超過が判明した。

同地区は湧水が豊富な地域であるため、汚染された地下水による農作物への波及を懸念し、特に米の収穫を前に追加で同年7月に○○○全域の水田・畑に対する4物質の土壤汚染の波及調査が実施され、畑の一部に超過が判明した。

しかし、同年9月14日○○○○本社からの指示により分析結果においては、農用地土壤汚染防止法にすり替え、ふっ素、ほう素は不問とのことで、調査に関するデータの開示は一切しないとの見解が示された。

以上のことから、調査による埋設箇所及び埋設物（数量）汚染地下水の下流域への波及範囲の推定調査資料及び水田・畑の調査データ（4物質）の開示を求める。

オ 地下水の汚染（基準超過）にて代替地下水（第二帯水槽）の要望があった世帯に対し第二帯水槽からの工事を〇〇〇〇にて複数箇所実施した。

〇〇〇〇より第二帯水槽は安全であるとの説明があったが、近隣の〇〇地区において自主検査を実施した結果、マンガン等基準超過により、飲料には不適であることが判明した。

地下水の安全の根拠としては、〇〇〇〇敷地内での第二帯水槽の調査結果を引き合いに出している。

しかし、データの開示を求めているが〇〇〇〇からは全く開示されていない。

以上のことから、第二帯水槽の安全の根拠となった敷地内調査結果（データ）の開示を求める。

カ 要措置・形質変更時要届出区域台帳にて記載されている汚染物質は8物質（六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ひ素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物）であるとのことであるが、全ての物質において化合物と含みのある表現がされている。

化合物全ての詳細調査データの開示を求めているが〇〇〇〇からは一切対応がなされていない。

以上のことから、工場敷地内の調査（8物質）の結果、化合物の詳細調査データの開示を求める。

(4) 福島県知事の対応について

条例第15条第1項に基づき、第三者である事業者に意見照会を事前に実施していることについては理解する。

しかし、〇〇〇〇に意見照会を実施後、同社内で不開示内容を精査確認し、〇〇地方振興局に持参した際、約2時間に渡り県担当者により〇〇〇〇との整合性を取るような指導助言がなされ、その場にて不開示追加作業が実施されたとの証言を得た。

〇〇〇〇の意見照会後に精査提示された資料を尊重するべきである。

以上のことから、県担当者により指導助言され不開示にされた資料の復元と開示を求める。

(5) 結論について

ア 実施機関は、「本件処分には違法性又は不当な点は何ら存在しておらず、本件審査請求は却下されるべきである。なお、土壤汚染対策法第61条第1項において、『都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生じるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。』と規定されている。この規定に関し、同法施行通知（令和4年3月24日環水大土発第2202212号）では、その収集した土壤汚染に関する情報を一般に提供することが望ましいとしつつ、情報の多くが私有財産に係るものであることに留意し、情報を必要とする個別の事由に応じた慎重な対応が必要であること、個人情報、企業秘密などの提供が適当でない情報が含まれているも

のであることに留意すべき旨が記載されている。」と結論付けている。

しかし、〇〇〇〇に対して、再三に渡り人の生命、健康に関わる被害と土地（財産）への波及汚染が無いことを証明すべく水質汚濁防止法に基づく56項目と土壤汚染対策法に基づく26物質の調査依頼と工場敷地境界の結果の公表を依頼してきたが、一貫して不開示とされ全く対応公表されることがなかった。

そこで、〇〇〇〇議会へ請願書（令和4年8月22日、土壤地下水調査依頼）を提出し議会にて満場一致にて可決され、令和4年12月27日に〇〇〇〇による調査が実施された。

結果、事業地近隣地下水より自然界には存在しないアルミニウムが検出され飲料不適の数値が判明した。

また、○○○○からの工業用水排水溝直近水田よりふつ素の溶出量基準超過も判明している。

この水田及び下流域は、約45年以上に渡り〇〇〇〇からの雨水・工業用排水が流入している水田である。

県へ提出されている要措置・形質変更時要届出区域台帳に記載されているとおり、〇〇〇〇敷地全域は8物質により第二溶出量基準超過と含有量基準超過となっている土壌であり、当該敷地からの雨水等をコントロールする貯水池も整備されておらず、長期に渡り汚染された水が垂れ流されていると容易に想定できる。

近隣の土壤サンプリング調査においても基準超過及び高い値を示している。

イ ○○○○から生じる工業用水排水（雨水）は○○○○土地改良区の農業用水路を多目的利用しており、この水は下流域296haの水田が利用し、米の総売り上げにおいても約40億円となる。

土壤汚染（土地財産）及び広範囲（約650m）に渡る地下水汚染（生命、健康）が判明し、更には雨水による汚染物質の農業用水路への流入の常態化を鑑みると更なる追加調査結果次第では、甚大かつ広範囲にて公害汚染が波及し、しいては農作物に対する風評被害も懸念される。

また、工場敷地南側においては土壤汚染及び地下水汚染の数値が著しく高い数値を示している。

上記から、〇〇〇〇へ再三に渡り科学的根拠に基づく安全証明に関する情報データの開示を求めていたが、誠意ある回答及びリスクコミュニケーションが適時実施されていない。

また、昭和37年11月21日に発生した変電所火災による整流器からの水銀、トランジストからのPCB漏洩に関する汚染についても調査の有無について説明を求めているが、事実はないとの見解が示されているのみである。

土壤汚染・地下水汚染に対する遮水壁工事が令和4年7月に完了したが、流向流速が変わり上流のきれいな地下水により汚染された地下水は改善がされるとの説明だったが、一部では状況が悪化想定外の事象が発生している。

遮水壁の効果、堅牢性を証明するための遮水壁内外の地下水データを公表開示するとの約束であったが、一切開示されていない。

上記のことから、科学的根拠に基づいた「土地履歴調査報告書」及び各種データ情報の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、指定の申請書である。

2 不開示理由について

(1) 対象公文書は、土壤汚染対策法第14条に基づき〇〇〇〇及び〇〇〇〇より福島県に提出された指定の申請書である。

(2) 対象公文書に記載されている個人の氏名、私印の印影、個人が識別できる写真、資格番号、定款中の住所及び担当課は、個人に関する情報であり当該情報の内容により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号に該当する。

また、当該個人の氏名及び私印の印影は、これを公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないことから同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明白である。

加えて、当該個人の氏名及び私印の印影は公務員等の具体的な職務の遂行に直接の関連を有する情報ではないので、同号ただし書ウに該当しない。

したがって、当該個人の氏名及び住所の情報は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しないことから、不開示とした。

(3) 対象公文書に記載されている法人代表者印の印影は、当該文書に記載されている内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、当該法人がその活動を行う上での内部情報として重要な内部管理されているものである。

そのため、この情報を当該法人の活動とかかわりなく開示した場合には、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、当該法人の活動上の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第7条第3号アに該当するため、不開示とした。

(4) 不開示部分のうち上記(2)(3)以外の箇所については、事業者により重要な内部管理されている情報であり、この情報を事業者の活動とかかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれ、または、事業者に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位、その他事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第3号アに該当するため、不開示とした。

3 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、「法に則り厳格に執り行われたであろう土地履歴調査報告書の開示をお願いする。」と主張する。

しかし、土地履歴調査報告書の主要な部分は条例第7条第3号アに該当するため開示することが必要であるとは認められない。

また、当該情報は事業活動に関する情報と密接不可分であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護する観点からの利益と比較衡量しても、開示することが必要であるとは認められない。

4 福島県知事の対応について

審査請求人は、本件処分に係る福島県知事の対応について、「公の立場にて中立性、コンプライアンス上においても企業側に寄り添った情報の操作公開であると懸念を持たれる行為」と主張する。

しかし、条例第15条第1項において、「開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」との規定があり、福島県知事は本項に基づき第三者である事業者に意見照会を行い、当該情報の一部が条例第7条第3号の事業者により重要に内部管理されている情報であると公正に判断していることから「企業側に寄り添った情報の操作公開」とは認められない。

5 以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しておらず、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、土壤汚染対策法第61条第1項において、「都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。」と規定されている。

この規定に関し、同法施行通知（令和4年3月24日環水大土発第2202212号）では、その収集した土壤汚染に関する情報を一般に提供することが望ましいとしつつ、情報の多くが私有財産に係るものであることに留意し、情報を必要とする個別の事由に応じた慎重な対応が必要であること、個人情報、企業秘密などの提供が適当でない情報が含まれているものであることに留意すべき旨が記載されている。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている指定の申請書は、事業者が自主調査において土壤汚染が判明した場合に、土壤汚染対策法第14条に基づき福島県に提出される公文書である。

指定の申請書は、申請書（様式第20）（土壤汚染対策法施行規則第54条）と添付書類（土壤汚染対策法施行規則第56条）により福島県に提出されているものであり、対象公文書の特定については争いがないことから、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

その上で、審査請求人は、「第七条二号本文と第七条三号本文に該当する個人に関する情報の不開示」について、実施機関が不開示とした第4-2-(2)、(3)の判断

を争っていないため、当該部分については当審査会の判断の対象とはしない。

ここで、「第七条三号本文に該当する個人に関する情報の不開示」の内容について、審査会において審査請求人に確認したところ、法人代表者の印影とのことであった。

以上のように、前記「第3 審査請求人の主張」の中で開示を求めている情報は全て対象公文書に含まれているものであり、公文書特定に誤りはないものと判断する。

2 審査請求の対象について

審査請求人は、実施機関の不開示を争っていない情報を除き土壤汚染及び地下水汚染調査に係る全てのデータと土地履歴調査報告書の開示を求めていることから、当審査会は本件不開示部分の不開示情報該当性について判断する。

3 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第2号及び第3号に該当することを理由に本件不開示部分を不開示としているが、審査請求人は実施機関の不開示を争っていない情報を除き開示を求めているため、本件不開示部分のうち審査請求人が開示を求める情報について不開示情報該当性を検討することとする。

4 条例第7条第3号について

（1）条例第7条第3号の趣旨及び規定について

条例第7条第3号は本文で、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又は実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示情報とする旨、規定している。

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるとともに、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものであると解される。

ただし、「正当な利益を害するおそれ」とは、生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報及び経営方針、経理、人事等の情報等をいい、必ずしも経済的利益の概念では捉えられないものも含むものである。

「正当な利益を害するおそれ」の有無の判断にあたっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮する。

そして、本号の「おそれ」の程度は単なる可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を指し、具体的な危害が生じるおそれを指すものとするのが条例の趣旨に沿うものと解される。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である場合には、上記に關わらず開示される（条例第7条第3号ただし書）。

これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示することを定めたものである。

この場合、現実に危害が発生している場合のほか、発生の蓋然性が高い場合も含まれ、当該事業活動が違法又は不当であるかは問わないと解される。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、不開示とすることにより保護される利益と開示することによる利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、開示することによる利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産の保護の必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

（2）条例第7条第3号の該当性について

審査会において公文書を見分したところ、審査請求人が争わない旨主張している法人代表者印の印影以外では、土地履歴調査報告書、第一種特定有害物質（土壤ガス）調査報告書及び地下水流向下流側敷地境界における第一帯水層を対象とした地下水調査報告書における調査結果、事業内容や配置図が広く不開示となっていることが確認された。

実施機関は、「公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位、その他事業活動上の正当な利益を害するおそれ」があるため不開示とした旨主張している。

そこで、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の具体的な内容について実施機関への聴取を行ったところ、対象公文書には特殊な金属処理の内容や有害物質を保管している施設の位置が明らかになる図面が含まれており、事業者の営業上の秘密や盗難等の危険に関する情報に該当する旨の回答があった。

しかし、対象公文書の不開示部分全てがこれらの情報に該当するとの実施機関による立証はなされていない。

従って、再度不開示情報に該当する部分とそうでない部分について合理的な区分をした上で、後者については開示をすべきであると解される。

また、審査請求人によれば、〇〇〇〇の事業地で実施された土壤調査ではふつ素を含め4物質が検出されいずれも土壤汚染対策法上の土壤溶出量及び土壤含有量の基準を超過していることが判明し、その後審査請求人が公文書開示請求において上記4物質以外の土壤溶出量及び土壤含有量の基準超過を確認したものの、〇〇〇〇からはいずれも説明はない。

その後、事業地外での土壤調査ではふつ素の土壤溶出量基準超過や畑の一部での超過が判明し、第二帶水層からもマンガン等の基準超過が判明、〇〇〇〇により実施された調査でもアルミニウムが検出され飲料不適の数値が検出され、〇〇〇〇からの工業用水排水溝直近の水田よりふつ素の土壤溶出量基準超過が判明するなどしている。

土壤溶出量及び土壤含有量基準は、人の健康保護を目的として基準超過の場合には盛土や原位置封じ込め等の措置を講じることが求められるものである。

土壤溶出量及び土壤含有量基準の超過が認められれば、土壤汚染に伴う地下水の汚染のおそれがあり、周辺住民が地下水を使用している現状とすれば、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」も相当数含まれているものと考えられる。

それにも関わらず、実施機関は「比較衡量しても、開示することが必要であるとは認められない」とするのみであり、どのような理由でただし書に該当しないとしたのか十分な説明がされていない。

以上のことから、本件処分は十分な検討の上でなされたものとは言い難く、改めて不開示情報の該当部分とそうでない部分の合理的な区分を行った上、開示・不開示の決定を改めて行うべきであると解される。

5 その他の事項について

(1) 住民説明会で基準超過の説明のなかった物質について

ア 審査請求人は、対象公文書は令和〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇から福島県に提出されているが、令和3年3月14日に実施された〇〇〇住民説明会にて〇〇〇〇より地下水基準（環境基本法第16条第1項）超過が報告された物質以外の物質の第二土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則第9条第1項）の不適合の事実が記載されており、事実の隠蔽があった旨の主張をしている。

それらの基準は調査対象が地下水と土壤で異なるものではあるが、それぞれの基準には関連性が認められるのが一般的であることから、第二土壤溶出量基準の超過が判明した場合、周辺に居住する住民に地下水への懸念が生じることはもつともなことである。

イ これについて、当審査会にて実施機関へ事実関係の聴取を行ったところ、対象公文書に記載されている土壤溶出量基準超過は、実際の調査結果の事実を記載したものではなく、早急に遮水壁の設置等の対策を実施するため、各物質の調査は実施せず対象物質全ての基準超過による対策の実施を受け入れたものであり、「表3.2 土壤汚染状況調査結果のまとめ」の「試料採取等調査結果」に「（調査省略）」と記載されているのはそのためである。

そして、対象公文書に基準超過として記載がされている物質に対応する措置

は、現在実施されている遮水壁の設置である。

このように、実際に調査がなされていない場合でも、本来必要な対応が省略されることはなく、むしろより多くの物質に対応する措置を実施することになるため、このような申請を受け付けているのが実務の運用とのことであった。

ウ 以上のことから、事実の隠蔽があったとまではいえないものの、実施機関による指定の申請書の上記性質の丁寧な説明等で審査請求人の誤解が解消される可能性が考えられるものと解される。

(2) ページ数も含めたマスキングについて

ア 審査請求人は、土壤汚染に係る調査内容及びデータ含めほぼ全てが黒塗り状態であり、ページも消された資料が多く全体の資料の構成も理解できないと主張している。

イ これについて、当審査会で当該公文書を見分したところ、ページ数も含めて不開示とされている箇所があることが判明した。

これらについては、開示したとしても事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれ、または、事業者に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の利益、その他事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、ページ数については開示するべきである。

他方、当該公文書の多くの部分はページ数が付されていないことが確認され、それらの公文書については、開示するべきページ数は存在しないため、審査請求人の主張は該当しない。

(3) 福島県知事の対応について

審査請求人は、条例第15条第1項に基づく〇〇〇〇への意見照会の際、県の担当者が黒塗を指示したとして、「公の立場にて中立性、コンプライアンス上においても企業側に寄り添った情報の操作公開であると懸念を持たれる行為」と主張する。

第三者意見照会の制度は、開示・不開示の判断の的確を期するため、公文書に情報が記載されている第三者に意見書提出の機会を任意に付与するものであり、第三者に開示・不開示について同意する権限を与えるものではなく、仮に第三者から開示に反対の意見書が提出されたとしても、実施機関の決定は、その意見に拘束されるものではない。

しかし、形式的な項目名にすぎない情報等、開示したとしても当該事業者の権利利益を害するおそれがない情報も含め、実施機関の担当者が幅広く不開示とるように指示したことは、実施機関が意図的に不開示部分を指定するとの誤解を生じさせかねない事実であり、情報公開制度に対する信頼を損ないかねない行為であり妥当ではなかったと解される。

(4) 土壤汚染対策法施行通知（環水大土発第2202212号）について

実施機関に聴取した結果、当該施行通知は、平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号に基づく土壤汚染対策法通知を受けて、その後法改正がなされた部分に関する法解釈等に係る通知であるとのことであった。

実施機関が弁明書にて引用している趣旨は、当該通知が、土壤汚染に関する情報

は、土地購入の判断に活用することや、土壤汚染対策法第8条に基づく費用請求の根拠となる等、利用価値の大きいものであることから、一般に提供することが望ましいものの、当該情報には個人情報及び企業秘密等提供が適当でない情報も含まれるため、提供の際には慎重を要する旨を記載していることから、開示できない情報も当然含まれていることを説明するためとのことである。

以上から、当該通知に記載されていることは当然の事実が記載されているのみであり、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと解される。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

審査請求は、迅速かつ公正な手続きの下で行政庁への不服申立てを行うことによる国民の権利救済と行政の適正な運営の確保が趣旨となっている。

開示決定等について審査請求がなされた際には、福島県情報公開審査会への諮問が規定されていることから（条例第19条第1項）、審査会への諮問及び審議も迅速な手続きが求められている。

他方で、国民の権利救済と行政の適正な運営という重要な事項を取扱うため、迅速な審議を見据えつつも、拙速なものとならないよう丁寧に審議することが求められている。

原則的に審査請求があった順に審査を行っているところ、諮問されている事案数が多数に及ぶ場合や、諮問されている事案の中に極めて大量の公文書の一部開示決定の当否を判断する必要があるような場合には、審議の開始や答申に時間を要する場合もあり得る。

本件における審議開始の遅延はこのような事情によるところであるが、なお迅速な審議に努めていくこととしたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 9月 4日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 5年 10月 4日	・実施機関を経由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和 7年 1月 29日 (第348回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 7年 2月 12日 (第349回審査会)	・審議
令和 7年 3月 7日 (第350回審査会)	・審議
令和 7年 3月 19日 (第351回審査会)	・審議
令和 7年 4月 10日 (第352回審査会)	・審議 ・実施機関からの意見聴取
令和 7年 5月 15日 (第353回審査会)	・審議
令和 7年 6月 5日 (第354回審査会)	・審議
令和 7年 7月 17日 (第355回審査会)	・審議
令和 7年 8月 25日 (第356回審査会)	・審議
令和 7年 9月 16日 (第357回審査会)	・審議
令和 7年 10月 23日 (第358回審査会)	・審議 ・審査請求人による口頭意見陳述
令和 7年 11月 10日 (第359回審査会)	・審議
令和 7年 12月 22日 (第360回審査会)	・審議
令和 8年 1月 20日 (第361回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

令和7年6月22日まで

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 晓彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

(五十音順)

令和7年6月23日から

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
紺野 明弘	弁護士	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 晓彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	会長職務代理者